

社会保障・税番号大綱（案）に対する意見

平成23年6月24日

全国知事会

全国知事会では、これまで、社会保障・税に関わる番号制度に対する基本的な考え方として別紙の3項目を示すとともに、既存のインフラをできる限り生かし、地方に新たな経費負担が生じることのないよう効率的な整備を図ること、大規模災害時における危機管理の観点から必要な特例措置等を検討することなどを提案してきたところである。

今回の大綱（案）の策定に当たっては、概ね、これらの考え方や提案を踏まえた検討がなされたものと考えているが、番号制度を担う機関や費用負担の在り方等について、なお懸念があることから、次の事項について更に検討し、大綱に反映させるよう申し入れる。

記

1 情報連携基盤等と第三者機関について

本年1月に決定された「基本方針」で、「個人に対する付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は、総務省とする」とされたが、大綱（案）に至っても、情報連携基盤及びマイポータルを運営する機関の具体的な組織の在り方は示されておらず、番号の生成や付番に係る機関に比べ、検討が進んでいない。番号制度の全体像を明らかにするためにも、地方が社会保障や税の分野で多くの実務を担い、情報を保有している実態を踏まえた上で、早急に運営機関の制度設計を示すこと。

また、第三者機関の委員については、地方公共団体の関係者が含まれるよう法律で担保すること。

2 費用負担の在り方等

番号制度は、いわば国家的な情報基盤（「国民を支えていくための社会インフラ」）であり、その導入及び運営に係る費用は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすべきである。

こうした観点から、次の事項について、それぞれ明確な見解を示すこと。

(1) 番号制度の導入に係る費用

大綱（案）では、費用を誰がどのように負担するかについて別途検討する必要があるとしているが、費用負担や国の財政措置に係る基本的な方針を示すこと。

(2) 地方共同法人の運営スキーム及び設立・運営に係る費用

大綱（案）では、「番号」を生成する機関及び公的個人認証サービスの認証局として、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人を設立するとしているが、地方共同法人は地方公共団体が主体的に担うべき事業を行う法人であり、地方側の了解を前提とすべきである。このため、運営方法や設立に係る費用負担、運営収支などについて基本的な枠組みを示した上で、地方側と十分に協議を行うこと。

その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。

(3) 公的個人認証サービスの改良等に係る費用

大綱（案）では、公的個人認証サービスにおいて、現在の署名用電子証明書に加え、認証用電子証明書の発行を行うとし、併せて住民基本台帳カードをICカードとして改良するとしているが、こうした改良に要する費用、また、番号制度の導入に必要な「新暗号アルゴリズムへの移行」に係る費用について、国の財政措置の内容を示すこと。

3 国民的な議論の喚起に向けた分かりやすい情報提供

国民が最も懸念している個人情報保護方策について、住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判決等を踏まえた措置を示しているが、その中には、『「番号』を用いない情報連携』など、専門性の高い内容が含まれている。

今後、パブリックコメントやシンポジウム等を通じて国民的な議論を喚起していくためには、分かりやすい用語解説や図表を活用すること等により、まずは、番号制度と個人情報保護方策の基本的な仕組みについて国民の理解を得る必要がある。

4 地方公共団体・関係機関との相互調整

本年1月に決定された「基本方針」において、地方公共団体等の実情を踏まえた議論・検討を進める場を設けるとされていたが、大綱（案）の策定に至る現在まで設置されていない。

社会保障や税の分野において多くの行政実務を担っている地方と協議する場を早急に設置し、実効ある協議を進めること。

社会保障・税に関わる番号制度に対する基本的な考え方

- 1 番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されており、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として導入するためには、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。
- 2 行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民的な議論を喚起すること。
- 3 番号を利用できる分野を、年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野としているが、これらの分野は、住民に身近な地方公共団体が直接担い、あるいは、地方公共団体の事務と密接に関連するものであり、番号制度の制度設計に当たっては、実務を担う地方の意見を十分反映すること。